

平成29年5月19日

広島県知事 湯崎英彦 様

北広島町長 箕野博司



(仮称)大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する町意見

1 統括的事項

(1) 本町は、再生可能エネルギー全般について、平成19年に北広島町地域新エネルギービジョンを策定して推進していますので、地球温暖化の防止や地球環境の保全の面で自然の力を利用するエネルギーの重要性については、町民や町内事業者の理解が得られていると認識しております。

しかし、当該事業は、事業化と引き換えに先人から守り続けてきた「かけがえのない自然環境」を失い、「愛される眺望景観」を失い、近隣住民の「穏やかな生活環境」を失う等、多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

以下でも申し上げますが、本町としましては、これまでの地域の歴史、文化、自然環境等を総合的に勘案して、当該事業の適地であると賛同できないことから、本事業については計画の中止を求めます。

(2) 「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年)には、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため、予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」とされていることもあり、本配慮書では事業実施想定区域や工事計画、輸送計画など主要部分が未定で公表されています。

手続き上は問題ないにしても、本事業の根幹部分が未確定で事業内容が掴めぬまま環境アセスメントの手続きだけが進行していくことは本町の本意ではありません。

ません。地元の自治体として、事業実施想定区域周辺の自然環境や地元住民の生活環境を守るため、早期段階で計画の全容が公表されることを強く望みます。

(3) 北広島町域の地権者や周辺住民等を対象とした地元説明の内容と、本配慮書の内容に食い違いがあり、事業者並びに本事業に対して不信感があります。現在の配慮書に記載された機材搬入路は使用しない旨を事業者は配慮書の公表前に明言していますから、配慮書も計画を修正したもので公表されるのが本筋と思います。

(4) 本事業計画は、大佐山から鷹ノ巣山周辺を大規模に開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当範囲で影響が及ぶことが想定されますので、環境影響評価の実施にあたっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すべきと考えます。

(5) 事業実施想定区域付近の道路は道幅が狭く、カーブも多いため機材輸送時の周辺への影響は事業区域内と同様に計り知れないことが予測されます。配慮書では配慮事項の選定から外れていますが、早期に環境影響評価について明らかにすべきと考えます。

(6) 事業者のホームページにて配慮書の電子縦覧が行われておりましたが、一般意見募集の過程において、膨大な資料を印刷のできない仕様で公表することは、配慮に欠けていると言わざるを得ません。今後の手続きで改善して頂くよう望みます。

(7) 配慮書の内容については、重要事項の欠落や誤った評価が散見されます。

2 個別の事項

(1) 2.2-13 (15) 基本的な考え

事業実施想定区域（以下「事業地」とする。）は、保安林、鳥獣保護区、国定公園、自然環境保全地域など、自然保護上重要な区域を含み、隣接しています。ま

た、隣接する八幡湿原は「21 世紀に残したい日本の自然 100 選（森林文化協会 1982）」に加え、「にほんの里 100 選（朝日新聞社 2009）」、「生物多様性保全上重要な里地里山（環境省 2016）」に選定されており、八幡地域は自然環境や田園景観を観光資源として生業が営まれている地域です。

そのため、事業地の位置の変更を含め、事業計画の見直しを行う必要があると考えます。

（2）3.1-12（34）騒音

事業地周辺は騒音に係る苦情の発生数が極めて少ないところです。これは工場や自動車などが少ないことが背景にあります。そのため、住民は騒音の発生に対しての耐性が低いことが予測されます。

騒音については極めて慎重に評価する必要があります。

（3）3.1-17（93）主要な眺望点

第 3.1-33 表（1）に鷹ノ巣山が含まれていません。鷹ノ巣山は芸北地域の観光にとって極めて重要な観光資源であり、北広島町観光協会が発行する「芸北トレッキングマップ」に掲載されている主要な 14 座の一つとなっています。また、島根県の「ふるさと島根の景観づくり条例」で景観に対する影響を検討する必要のある自然的景観資源とされています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/jourei/todokede.html>

（4）3-1-76（98）人と自然のふれ合いの活動の場

前出「芸北トレッキングマップ」には、芸北地域およびそれに隣接する浜田市域の主要な登山コースが地図上に記されています。このうち主要なトレッキングルートとして記載されている 6 ルートのうち、「三山縦走ルート」「大佐山ルート」は事業地（三山縦走ルート）および事業地隣接地（三山縦走ルート、大佐山ルート）に設置されています。また、3.1-71（93）で指摘した鷹ノ巣山も、登山コースに含まれています。

「人と自然とのふれ合いの活動の場はない」は明らかに間違った状況認識であり、これら地点やコースを活動の場として含んだ上で評価すべきと考えます。

(5) 3.2-47 (148) その他の環境保全計画等

北広島町では「生物多様性の保全に関する条例／生物多様性きたひろ戦略」、「北広島町環境基本計画」、「北広島町サイン計画」を策定しています。

これら条例／計画との整合性について検討する必要があります。

(6) 3.2-56 (157) 史跡・名勝・天然記念物（広島県）

八幡大歳神社社叢は、八幡盆地を形成する周辺の田園景観と一体となった姿に重要な価値があります。その景観は、写真コンテストやカレンダー写真の材料となるなど、八幡地域を訪ねる観光客やカメラマンの目的地となっています。

天然記念物背景の景観については極めて慎重に評価する必要があるため、北広島町文化財保護審議会に意見を求める必要があります。

(7) 4.3-3 (178) 騒音及び超低周波音の予測手法

予測手法としては、配慮書段階では「安全側として 2.0km の範囲を設定」としていますが、根拠としている『風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（環境省総合環境政策局 平成 25 年、以下「環境省手引き」とする）』では「単機あたりの大型化の傾向」が指摘されています。

環境省手引きで取りあげられている事業では、いずれも風車の高さは 40m で設定されています。本事業では、高さ約 150m が計画されています (2.2-14 (16))。

発電機の規模が大きく異なる (3.75 倍、ブレード面積では $3.75^2 = 14$ 倍) ため、予測に際しては相応の影響距離を設定する必要があると考えます。

(8) 4.3-31 (206) ～4.3-34 (209) 動物の重要な種への影響の予測結果

水辺（水田、河川、池沼等）については、「事業実施想定区域内に主な生息環境が存在する可能性があるものの、河川や池沼等は直接の改変を行わないことから、影響はない。」と結論付けられています。

専門家からは、工事に伴い溪流・河川環境への影響が指摘されている (4.3-28 (203)) にもかかわらず、これを無視した影響予測となっています。

溪流・河川環境を利用する動物への影響を、事業地周辺を含めて検討すべきと考えます。

(9) 4.3-53 (228) 重要な種及び重要な群落への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討

湿原の後背地は花崗岩や凝灰岩であり (3.1-24 (46) 図.3.1-13)、小規模湿地は山体からの貧栄養な湧水によって涵養されています。

中国山地の花崗岩帯において湧水によって涵養される貧栄養湿地の創出・再生は、岡山県などを中心に実施されています。しかし、人間による管理を離れて、湿地が保全・再生された事例は未だありません。

適切な環境保全措置は現時点では、集水域を含む範囲での工事を回避すること以外に実現可能な技術は存在しません。

(10) 4.3-53 (228) 植物の評価結果

動物分野の専門家からは、工事に伴い溪流・河川環境への影響が指摘されています (4.3-28 (203))。

植物についても溪流・河川環境を利用する植物への影響を、事業地周辺を含めて精査・検討すべきと考えます。

(11) 4.3-55 (230) 生態系

事業地が隣接する国定公園第1種特別地域は、面積が極めて小さい特別地域であるため、環境の変化による生態系の消失や、域内への外来種侵入など、周辺環境の改変に対して脆弱であることが容易に想定できます。

第1種特別地域に隣接 (近接) する事業は避けるべきであると考えます。

第2種及び第3種特別地域についても、西中国山地国定公園として連続する生態系を、大きく分断する形で事業地が設定されています。このことは、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物にとって個体群間での遺伝子交流を減少させるため、多様性保存の脅威となります。

事業地の北側斜面部分は、そのほとんどが保安林に指定されています。斜面下部の集落は土砂災害警戒区域に指定されており、保安林はグリーンインフラとして機能しています。

重要な生態系については、面積的なまとまりだけでなく、回廊としての連続性の面からも評価する必要があります。

<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/G0501A?mid=1576&mpx=131.845222&mpy=34.671778&bsw=1683&bsh=1329> (マップ on しまね)

(12) 4.3-58 (233) 景観

景観資源について、自然景観からのみ評価されています。

八幡地域(八幡湿原)は「21世紀に残したい日本の自然100選(森林文化協会1982)」に加え、「にほんの里100選(朝日新聞社2009)」、「生物多様性保全上重要な里地里山(環境省2016)」に選定されています。このことは、自然環境だけでなく、人の営みを伴う「里」の環境や景観についても重要性が認識されています。なお、「21世紀に残したい日本の自然100選」と「にほんの里100選」の両方に選定されているのは、全国でも八幡湿原のみです。

眺望点の選定や評価においては、自然景観資源に加え、里地としての資源を重視して慎重に実施する必要があると考えます。

(13) 4.3-65 (240) 主要な眺望点からの見えの大きさ

大佐山～掛頭山登山ルート、及び鷹ノ巣山が含まれていないためこれを加える必要があります。

八幡湿原の見えの大きさが「1.4度」となっていますが、誤りと思われます。(14度?)

(14) 4.3-66 (241) 視覚的な変化の程度

参考としている表は送電鉄塔のもので、発電施設はブレードが動くこと、発光することで視認されやすさが異なります。さらに、八幡地区には周囲に高層建築物が無く視野も広いため、見込角はより小さいものであっても視認されやすいと予測されます。八幡地区から「弥畝山の施設が気になる」という声があります。

評価にあたって、見込角はより小さい値を採用する必要があると考えます。

(15) 4.3-67 (242) 影響の回避

広島県によると、西中国山地国定公園の第1種特別地域である大佐山山頂部の自然環境は「ススキと笹の草原で覆われ、日本海や西中国山地の眺望がある。」と

されています。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-j1-recnew-shisetsu-kohyou-nisityu-ugoku-oosa-kohyou.html>

影響の回避・低減策として挙げられている「樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化すること」は、大佐山地区の自然環境を大きく改変することとなり、重大な変更にあたります。

国定公園における本来の自然保護と反対の対応であり、不適切であると考えます。